

- 三 デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を変換して計測用のデジタル磁気テープ記録装置として使用できるように設計した装置であつて、装置間の最大転送速度が六〇メガビット毎秒を超えるもの
- 四 アナログ方式のオシロスコープ及びその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- アナログ方式のオシロスコープであつて、帯域幅が一ギガヘルツ以上のもの
 - 差し込みモジュールであつて、個々の帯域幅が四ギガヘルツ以上のもの
- 五 繰り返し現象を分析するためのアナログ方式のサンプリングオシロスコープであつて、実効帯域幅が四ギガヘルツを超えるもの
- 六 アナログデジタル変換技術を有するデジタル方式のオシロスコープ及び波形記憶装置であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
- イ 単発の入力信号を一ナノ秒未満の間隔で連続してサンプリングできるように設計したもの
- ロ 分解能がハビット以上のもの
- ハ 二五六以上のサンプルを記録することができるもの
- 第六条 輸出令別表第二の三第二号(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 周波数変換器であつて、三〇〇ヘルツから六〇〇ヘルツの周波数範囲で動作するもの
 - 質量分析計
 - フラッシュ放電型のエックス線装置及びそのために設計したパルス電源装置の部分品
 - パルス増幅器
- 第七条 遅延時間の発生又は時間間隔の測定のための装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- デジタル方式の遅延時間の発生のための装置であつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの
 - 三以上のマルチチャネル又はモジュール式の時間間隔の測定のための装置及びクロノメータであつて、時間間隔が一マイクロ秒以上で、五〇ナノ秒以下の分解能を有するもの
 - クロマトグラフ及び分光計
- 第八条 輸出令別表第二の三第二号(4)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という)第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部品の製造のために特に設計した装置
 - 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置
 - 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用の材料の加工装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) 多結晶シリコン及び貨物等省令第六条第十八号に該当する貨物の製造用の装置
- (二) III—V族及びII—VI族の半導体物質(貨物等省令第六条第十八号から第二十三号までのいずれかに該当するものに限る。)の製造のために特に設計した装置(二)に該当するものを除く。)
- (三) 結晶の引上げ装置及び炉であつて、次のいずれかに該当するもの
- アーナール装置及び再結晶のための装置(定温炉を除く。)であつて、〇・〇〇五平方メートル毎分を超える速度でウエハーを処理できるエネルギー移動率を有するもの
 - プログラム内蔵方式の結晶の引上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 ウェーブを取り替えることなく再充填できるもの
 - 二 ○・二五メガパスカルを超える圧力を動作するもの
 - 三 引き上げができる結晶の直径が一〇〇ミリメートルを超えるもの

- (四) プログラム内蔵方式のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 二〇〇ミリメートル以上にわたり厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満となるシリコン膜を形成できるもの
 - ウエハー全体にわたり厚さの許容差の絶対値が三・五パーセント以下となるシリコン膜以外の膜を形成できるもの
- 3 処理中にウエハーを回転できるもの
- (五) 分子線エピタキシャル成長装置
- (六) 真空環境でウエハーを搬送するために特に設計したロードロッカ機能を備え、かつ、磁気的に強化されたスパッタリング装置
- (七) イオン注入、イオン増速拡散又は光増速拡散のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- パッターン形成を行うことができるもの
 - ビームエネルギーが二〇〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したものが二〇〇キロエレクトロンボルトを超えるもの
 - ビームエネルギーが一〇キロエレクトロンボルト未満で使用できるように設計したものが一〇キロエレクトロンボルトを超えるもの
- (八) プログラム内蔵方式の異方性ドライエッティング用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- バッチ方式のものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 反応炉のエッティング圧力が二六・六六パスカル以下のもの
- (九) 半導体素子製造用の化学的気相成長装置のうち、酸化物、窒化物、金属又は多結晶シリコンを堆積させることができるものであつて、次のいずれかに該当するもの
- プラズマ増殖型のものであつて、六〇パスカル未満の圧力で動作するもの並びに自動カセットツウカセツト機能及びロードロック式のウエハー搬送機能を有するもの
 - 電子ビームを静電偏向させることができるもの
- (十) 非ガウス形の電子ビーム形状を形成することができるもの
- デジタルからアナログへの変換速度が三メガヘルツを超えるもの
 - デジタルからアナログへの変換精度が一二ビットを超えるもの
- 5 目標に対するビームの位置決めを行なうものであつて、位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル以下のもの
- 1 ウエハーの表面仕上げ装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 3 一〇〇マイクロメートルより薄いウエハーの裏面を加工し、かつ、加工後のウエハーを剥離することができるよう特に設計したもの
- 2 加工されたウエハーの表面粗さを、二シグマ値で二マイクロメートル以下に仕上げるために特に設計した装置

- (+) 単一又は複数の真空チャンバーを搭載した相互接続用の装置であつて、本条に該当する装置を統合するよう特に設計したもの
- (+) レーザー光を使用したモノリシック集積回路の修理又はトリミング用のプログラム内蔵方式の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 位置決め精度の絶対値が一マイクロメートル未満のもの
 - 2 照射面の直径（切り溝幅）が三マイクロメートル未満のもの
 - ロ 路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - 完成したマスク及びレチカル（次のいずれかに該当するものを除く。）
 - 1 第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの
 - 2 次の一及び二に該当するもの
- 一 設計寸法が二・五マイクロメートル以上のもの
- 二 製造用の装置又はソフトウエアによつて使用目的を変更することができる特別な性質を有さないものとして設計したもの
- マスク基板であつて、次のいずれかに該当するもの
- 硬質表面で被覆したものであつて、寸法が一二五ミリメートル四方を超えるもの
- エックス線マスク用に特に設計したもの
- (三) 半導体素子又は集積回路のCADプログラムを動作させるために特に設計した装置（汎用の電子計算機を除く。）
- (四) マスク又はレチカル製造用の装置及びその附属品であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 光学方式によるステップアンドリピート方式の露光装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 一一〇ミリメートル四方を超える範囲に連続してパターンを焼き付けることができるもの
- 二 一回で六ミリメートル四方を超える範囲にパターンを焼き付けることができるもの
- 三 二・五マイクロメートル未満の線幅を基板上のフォトレジストに焼き付けることができるもの
- 2 イオンビーム又はレーザービームリソグラフィを用いたマスク又はレチカル製造用の装置であつて、二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- 3 マスク若しくはレチカルの改造又は欠陥除去用のペリクルの追加のための装置及びホルダー
- (五) マスク、レチカル又はペリクルの検査装置のうち、プログラム内蔵方式のものであつて、次の1及び2に該当するもの
- 1 分解能が〇・二五マイクロメートル以下のもの
- 2 一軸又は二軸の座標上における六三・五ミリメートル以上の距離において、位置決め精度の絶対値が〇・七五マイクロメートル以下のもの
- ウエハー製造用の露光装置であつて、光学方式のもの又はエックス線を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- 2 位置決め精度の絶対値が〇・二五マイクロメートル（平均値に三シグマを加えたもの）未満のもの
- 3 機械間の重ね合わせ精度の絶対値が〇・三マイクロメートル以上のもの
- 光源の波長が四〇〇ナノメートル未満のもの

- (七) 電子ビーム装置、イオンビーム装置及びエックス線装置であつて、二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- (八) レーザー発振器を用いた装置のうち、ウエハーに直接描画方式で二・五マイクロメートル未満の線幅を焼き付けることができるもの
- ハ 集積回路の組立用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) プログラム内蔵方式のダイボンダーであつて、次の1から3までの全てに該当するもの
- 1 ハイブリッド集積回路のために特に設計したもの
- 2 縦軸及び横軸に沿つて三七・五ミリメートルを超えた移動ができるステージを有するもの
- 3 縦軸及び横軸に沿つた面における配置の精度の絶対値が一〇マイクロメートル未満のもの
- (二) プログラム内蔵方式のダイボンダーであつて、一回の動作で二以上の結線を行うことができるもの
- (三) パッケージのキャップを当該パッケージのキャップ以外の部分より高い温度に加熱できる装置のうち、次の1から3までの全てに該当するもの
- 1 半自動又は全自動のもの
- 2 每分一パッケージ以上処理できるもの
- 3 貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当するセラミック集積回路のパッケージ用に特に設計したもの
- 二 空気中における径が〇・三マイクロメートル以下の粒子の数を〇・〇二八三二立方メートル当たり一〇個以下とすることができるクリーンルーム用のフィルター及びその材料
- 一 第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置
- 二 半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品のために特に設計した試験装置及び検査装置であつて、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置
- イ 处理済みウエハー及び基板（プリント基板又はチップを除く。）の内部又は表面の〇・六マイクロメートル以下の欠陥、エラー又は汚損を自動的に検出するためのプログラム内蔵方式の検査装置であつて、パターン比較のための画像の取得技術を用いたもの
- ロ プログラム内蔵方式の測定及び分析装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 半導体物質中の酸素又は炭素の含有量の測定用に特に設計したもの
- 二 線幅の測定用のものであつて、分解能が一マイクロメートル以下のもの
- (二) 一〇マイクロメートル以下の平面度の測定用に特に設計したものであつて、分解能が一マイクロメートル以下のもの
- ハ プログラム内蔵方式のウエハープロービング試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) 位置決め精度の絶対値が三・五マイクロメートル未満のもの
- (二) 端子数が六八を超える半導体素子及び集積回路を試験できるもの
- (三) 一ギガヘルツを超える周波数で試験できるもの
- 二 試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- 口 国際規格 ISO二三〇／二（一〇〇六）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が次のいずれかに該当するもの
- (一) 旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの
- (二) フライス削りをすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの
- (三) 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度が〇・〇一五ミリメートル未満のもの
- 三 数値制御を行うことができる工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、軸の最小設定単位が〇・〇〇一ミリメートル未満のもの
- イ 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御を行うことができるものに限る。次の一いずれかに該当するものが二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前二号に該当するものを除く。）
- (一) 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルを有するもの
- (二) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの軸方向の振れが〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの
- (三) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向の振れが〇・〇〇〇六ミリメートル未満のもの
- (四) 国際規格 ISO二三〇／二（工作機械の試験通則第一部）四・三・四で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が〇・〇一度未満のもの
- ロ ワイヤ放電加工をすることができる工作機械であつて、輪郭制御を行うことができる軸数が五以上のもの
- 四 鏡面仕上げ用の工作機械（数値制御を行なうことができるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの及びそのために特に設計した部分品
- イ シングルポイント切削工具を用いた旋盤であつて、次の（一）から（五）までの全てに該当するもの
- (一) 直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が測定距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇〇五ミリメートル未満のもの
- (二) 直線軸の全長について測定したときの両方向位置決めの繰返し性が測定距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇〇二五ミリメートル未満のもの
- (三) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが〇・〇〇〇四ミリメートル未満のもの
- (四) 全移動距離における真直度が二秒未満のもの
- (五) 国際規格 ISO二三〇／一（工作機械の試験通則第一部）五・五で定める測定方法により測定した運動の直角度が移動距離三〇〇ミリメートル当たり〇・〇〇一ミリメートル未満のもの
- ロ フライカッティングをすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの
- (一) スピンドルを一回転させた場合におけるスピンドルの半径方向及び軸方向の振れが〇・〇〇〇四ミリメートル未満のもの
- (二) 全移動距離における真直度が二秒未満のもの

- 五 工作機械用の数値制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- ロ 輪郭制御を行うことができる軸数が四のもの
- イ 輪郭制御をすることによって、加工中に工具経路、送り速度又はスピンドルデータを修正するために内部データを実時間で処理することができるもの
- 六 工作機械の軸の運動を制御するための回路素子又は集積回路を組み込んだ組立品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 輪郭制御を行うことができる軸数が五以上のもの
- ロ 次の一いずれかに該当する方法によつて、加工中に工具経路、送り速度又はスピンドルデータを修正するために内部データを実時間で処理することができるもの
- (一) 計測サイクル及びソースデータへのアクセスにより、二軸以上の加工を行うためのパトプログラムデータを自動的に計算し、及び修正する方法
- (二) 測定された複数の物理変数及び加工命令を変更するための計算モデルによる処理を用いることにより、工程を最適化する適応型制御による方法
- ハ CADデータを受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの
- 第四十七条 輸出令別表第二の三第二号（44）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料
- 二 高エントロピー合金
- 三 ホイストラーア化物
- 四 キタエフ材料（キタエフ量子スピノン液体を含む。）
- 第五十条 輸出令別表第二の三第二号（45）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 印刷方式に用いられるもの
- 二 有機エレクトロニクスに用いられるもの
- 第三十九条 輸出令別表第二の三第二号（46）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するよう特に設計した部分品及び附属品とする。
- 第五十二条 輸出令別表第二の三第二号（47）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれに類するもの（こん棒及びトンファーを含む。）並びにむちとする。
- 第五十三条 輸出令別表第二の三第二号（48）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用するよう特に設計した部分品とする。
- 第五十四条 輸出令別表第二の三第二号（49）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供するものであつて、次のいずれかに該当するもの並びにそれに使用するよう特に設計した部分品及び附属品とする。
- 一 手錠
二 拘束衣
三 手枷
四 足枷
- 第五十五条 輸出令別表第二の三第二号（50）に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定めるものは、次の一いずれかに該当するものとする。

第一百四十七条 輸出令別表第一の三第三号ヲに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七〇一三・一二号、第七〇一三・三三号、第七〇一三・四一号及び第七〇一三・九一号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十八条 輸出令別表第二の三第三号ワに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・一〇号、第七一〇三項、第七一〇四・九一号、第七一〇六項（第七一〇六・一〇号を除く。）、第七一〇八・一三号、第七一・一三項、第七一・一六項に該当するもの（金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百四十九条 輸出令別表第二の三第三号カに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八四〇七・二一号、第八四〇八・二九号、第八四〇八・一〇号及び第八四〇九・九一号（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。）に該当するもの（百三十万円を超えるものに限る。）
- 二 関税率表第八四七一・三〇号に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）
- 三 関税率表第八七・一〇号を除く。）に該当するもの（六十万円を超えるものに限る。）
- 四 関税率表第八七一四・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）

第一百五十一条 輸出令別表第二の三第三号タに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九〇・二〇項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十二条 輸出令別表第二の三第三号レに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九一〇・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十三条 輸出令別表第二の三第三号ソに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九二〇一・一〇号に該当するもの（二十万円を超えるものに限る。）とする。

第一百五十四条 輸出令別表第二の三第三号ツに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九七類に該当するもの（金貨その他金を主たる材料とする物を除き、四万円を超えるものに限る。）とする。

- 附 則**
- この省令は、令和四年三月十八日から施行する。
- 附 則**（令和四年三月二九日経済産業省令第二一号）
 - この省令は、令和四年四月五日から施行する。
- 附 則**（令和四年五月一三日経済産業省令第四七号）
 - この省令は、令和四年五月二十日から施行する。
- 附 則**（令和四年六月一〇日経済産業省令第五二号）
 - この省令は、令和四年六月十七日から施行する。
- 附 則**（令和四年九月三〇日経済産業省令第七七号）
 - この省令は、令和四年十月七日から施行する。
- 附 則**（令和五年一月二七日経済産業省令第六号）
 - この省令は、令和五年二月三日から施行する。
- 附 則**（令和五年三月三一日経済産業省令第二二号）
 - この省令は、令和五年三月三一日から施行する。

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第百六十号）の施行の日から施行する。

附 則（令和五年八月二日経済産業省令第四〇号）

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百五十一号）の施行の日から施行する。

附 則（令和五年八月二日経済産業省令第四〇号）